

東日本大震災への対応について



# 東日本大震災への対応について



平成23年7月26日

厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare

# 東日本大震災における被害状況

○ 平成23年3月11日(金)14:46に三陸沖でマグニチュード9.0の地震が発生。東北地方を中心に地震、津波等により大規模な被害。



人的被害	
死者	15,597名
行方不明者	4,980名
負傷者	5,694名

建築物被害	
全壊	109,794戸
半壊	125,752戸
一部損壊	460,440戸

(警察庁調べ7月20日時点)

# 被害状況①(医療機関・社会福祉施設)

## (1) 被災地の病院の被害や診療機能の状況

(厚生労働省医政局7月11日時点まとめ)

	病院数	東日本大震災による被害状況		診療機能の状況															
		全壊	一部損壊※1	外来の受入制限				外来受入不可				入院の受入制限				入院受入不可			
				被災直後	4/20現在	5/17現在	6/20現在	被災直後	4/20現在	5/17現在	6/20現在	被災直後	4/20現在	5/17現在	6/20現在	被災直後	4/20現在	5/17現在	6/20現在
岩手県	94	3	59	54	5	3	3	7	3	3	3	48	7	2	2	11	5	4	4
宮城県	147	5	123	40	17	5	5	11	6	2	2	7	13	5	4	38	11	7	6
福島県	139	2	108	66	20	11	9	27	12	12	11	52	22	14	10	35	24	20	17
計	380	10	290	160	42	19	17	45	21	17	16	107	42	21	16	84	40	31	27

※1 全壊及び一部損壊の範囲は、県の判断による。「一部損壊」には、建物の一部が利用不可能になるものから施設等の損壊まで含まれる。

※2 福島県の受入不可の医療機関の中には、東京電力福島第1原発の警戒区域、緊急時避難準備区域内の病院を含む。

※3 災害拠点病院については、県立釜石病院(岩手県)で入院制限及び南相馬市立総合病院(福島県)で入院・外来制限。(7/1時点)

※4 一部確認中の病院がある。

## (2) 被災地の社会福祉施設等の被害

(厚生労働省社会・援護局5月13日時点まとめ)

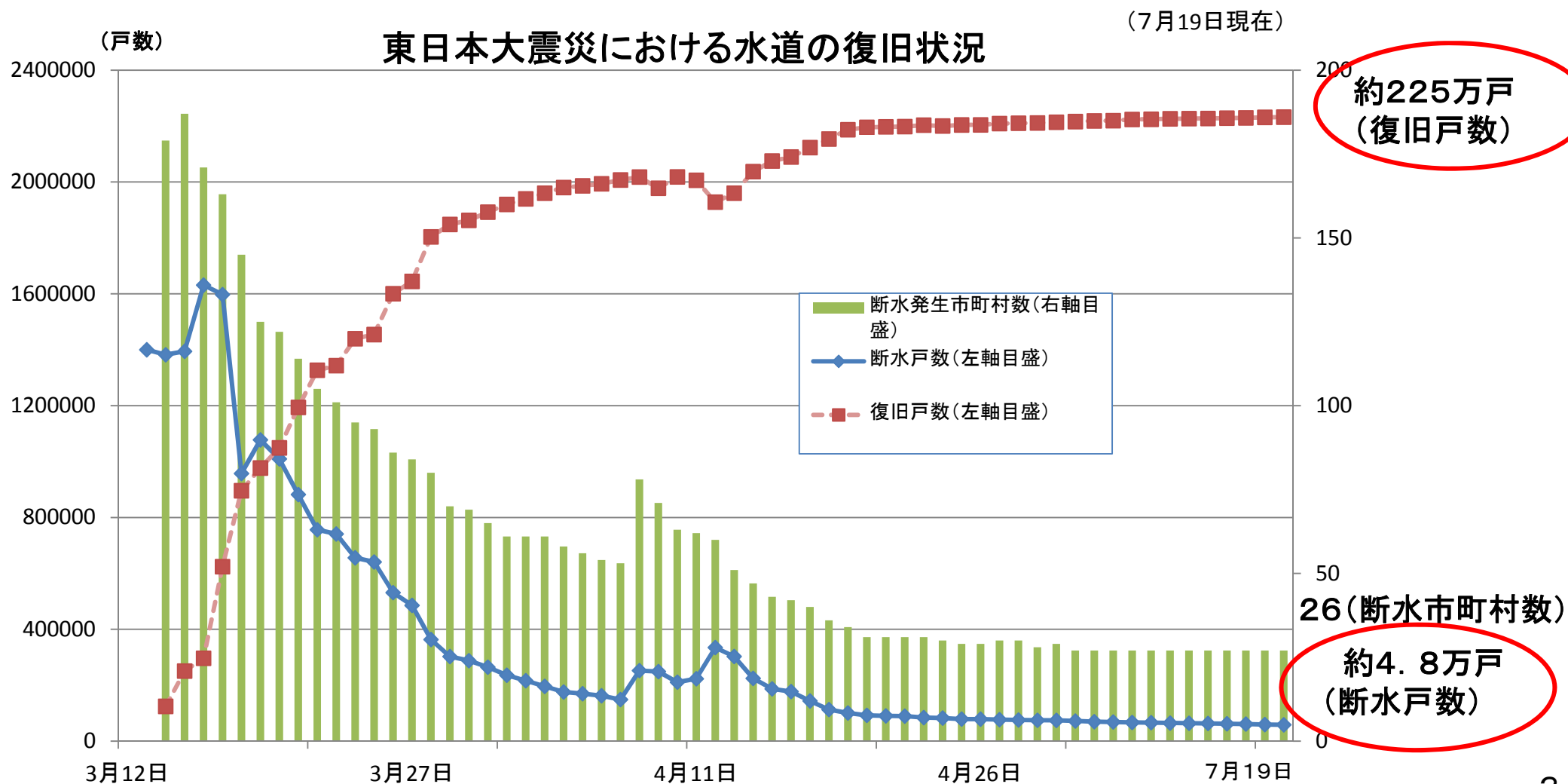
	施設数※1	被災施設数	児童福祉施設		老人福祉施設		障害福祉施設		その他福祉施設	
			全壊	一部損壊※2	全壊	一部損壊	全壊	一部損壊	全壊	一部損壊
岩手県	2,142	208	12	29	9	92	9	56	0	1
宮城県	2,712	333	13	131	2	54	11	122	0	0
福島県	2,352	334	2	92	1	168	0	70	0	1
合計	7,206	875	27	252	12	314	20	248	0	2

※1 施設数については、被害のあった施設類型のうち主立ったものについて、平成21年度の各種統計を元に集計。

※2 全壊及び一部損壊の範囲は、県の判断による。「一部損壊」には、建物の一部が利用不可能になるものから設備等の損壊まで含まれる。

## 被害状況②(水道)

- 津波の被災地を中心に、3県で少なくとも4.8万戸の断水被害が生じている状況。これまでに復旧した総数は225万戸。
- 4月上旬の余震により、断水戸数が一旦増加したが、順調に復旧が進んでいる。



# 震災以前の被災3県の臨海部(市町村)における就業状況

## 臨海部の市町村の事業所・就業者の数

○ 臨海部の市町村の事業所・就業者については、特に大きな影響を及ぼしているものと推測される。

	<事業所数>	<就業者数>
岩手県	1. 6万所 (24%)	13. 1万人 (19%)
宮城県	4. 7万所 (43%)	45. 8万人 (41%)
福島県	2. 4万所 (24%)	25. 3万人 (25%)
3県計	8. 8万所 (31%)	84. 1万人 (30%)

(出所)総務省「平成18年事業所・企業統計調査」

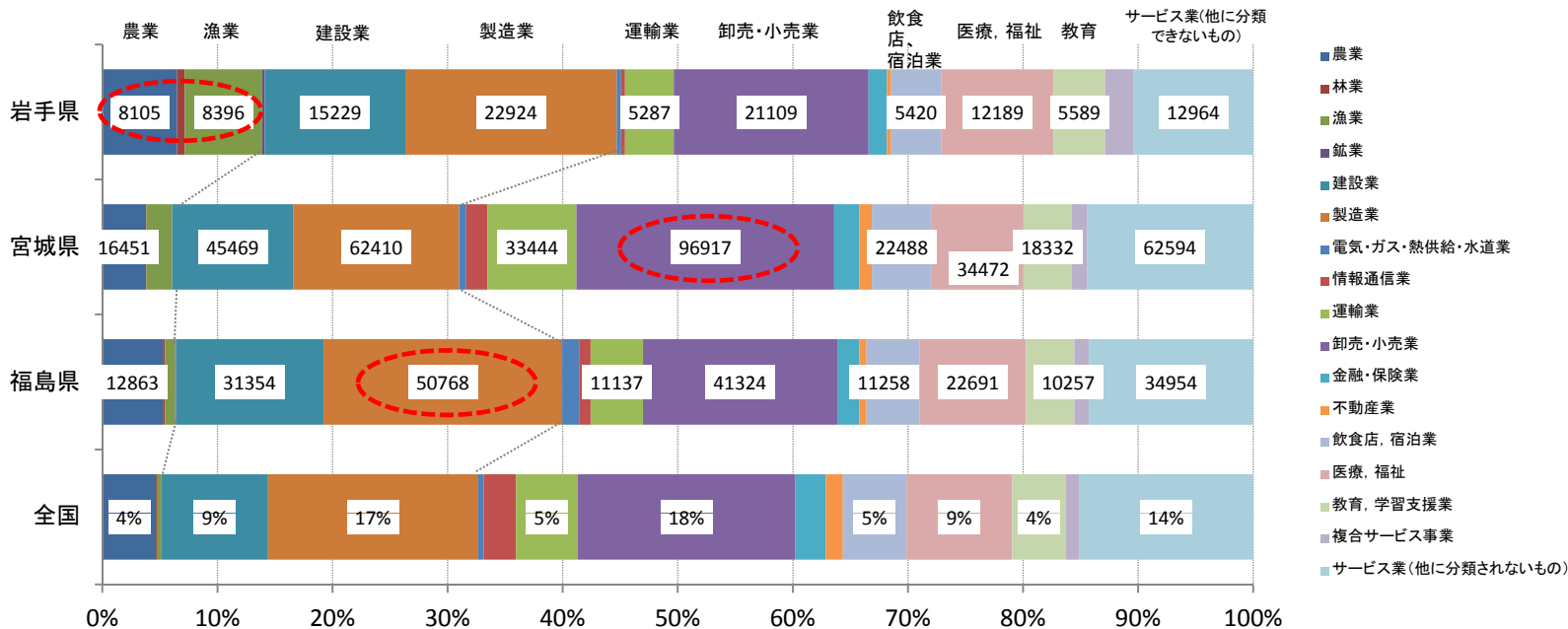
(出所)総務省「平成17年国勢調査」

※割合(%)は当該県の全数に占める割合

特に被害の大きい、  
臨海部について把握



## 3県の臨海部の市町村の産業別就業者割合

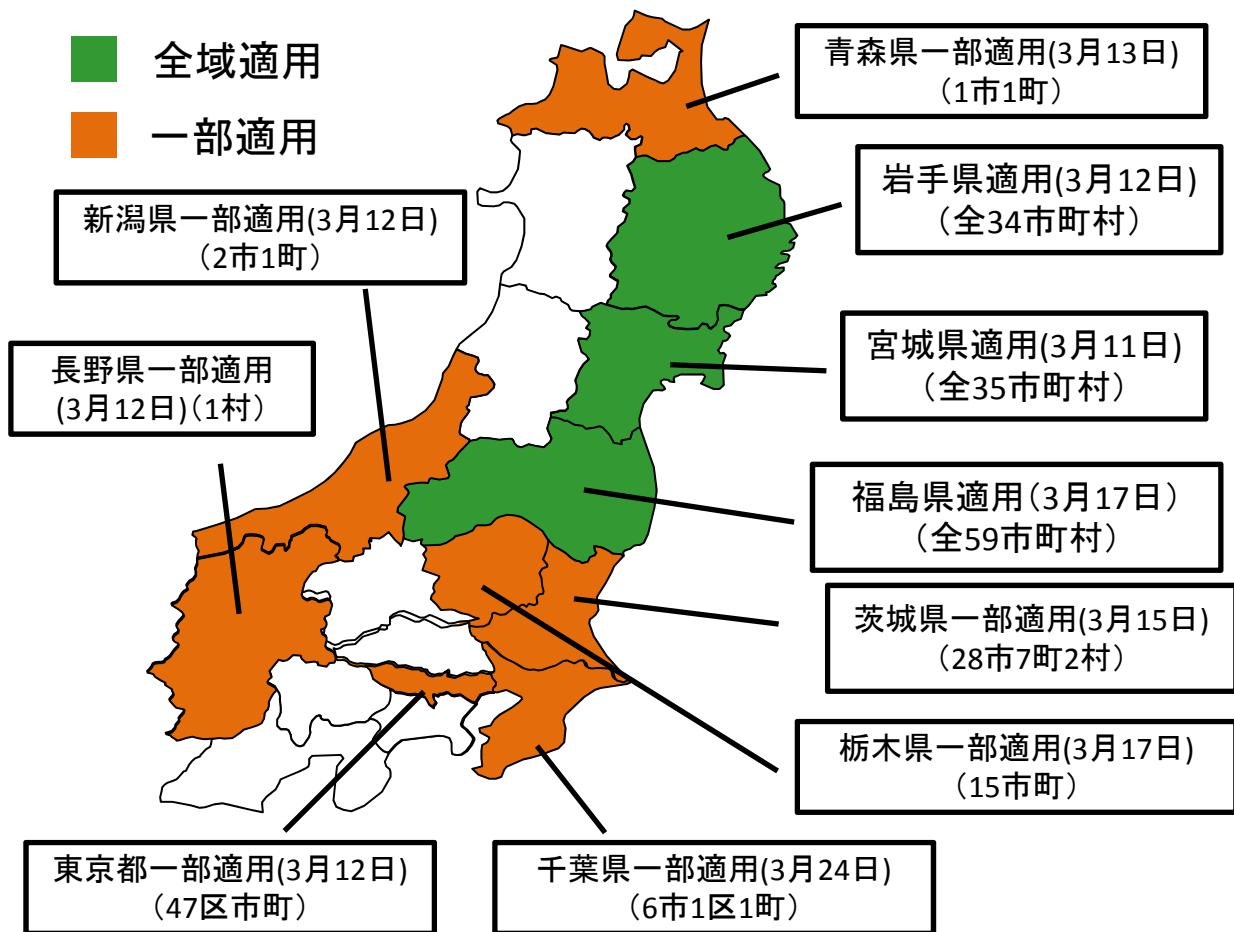


(出所)総務省「平成17年国勢調査」

(備考)臨海部の市町村:  
岩手県(洋野町、久慈市、野田村、普代村、田野畑村、岩泉町、宮古市、山田町、大槌町、釜石市、大船渡市、陸前高田市)、  
宮城県(気仙沼市、南三陸町、石巻市、女川町、東松島市、松島町、利府町、塩釜市、七ヶ浜町、多賀城市、宮城野区、若林区、名取市、岩沼市、亶理町、山元町)、  
福島県(新地町、相馬市、南相馬市、浪江町、双葉町、大熊町、楡葉町、富岡町、いわき市、広野町)

# 災害救助法の適用

- 災害に際して、国が応急的に必要な救助を行い、救助経費を一部負担するもの。  
(被災自治体の財政力に応じ、最大9割国庫補助)。
- 宮城県、岩手県、福島県等に災害救助法が適用され、応急仮設住宅の設置をはじめとする災害救助のための経費として、第一次補正予算等で予算措置(約4,400億円)を講じた。



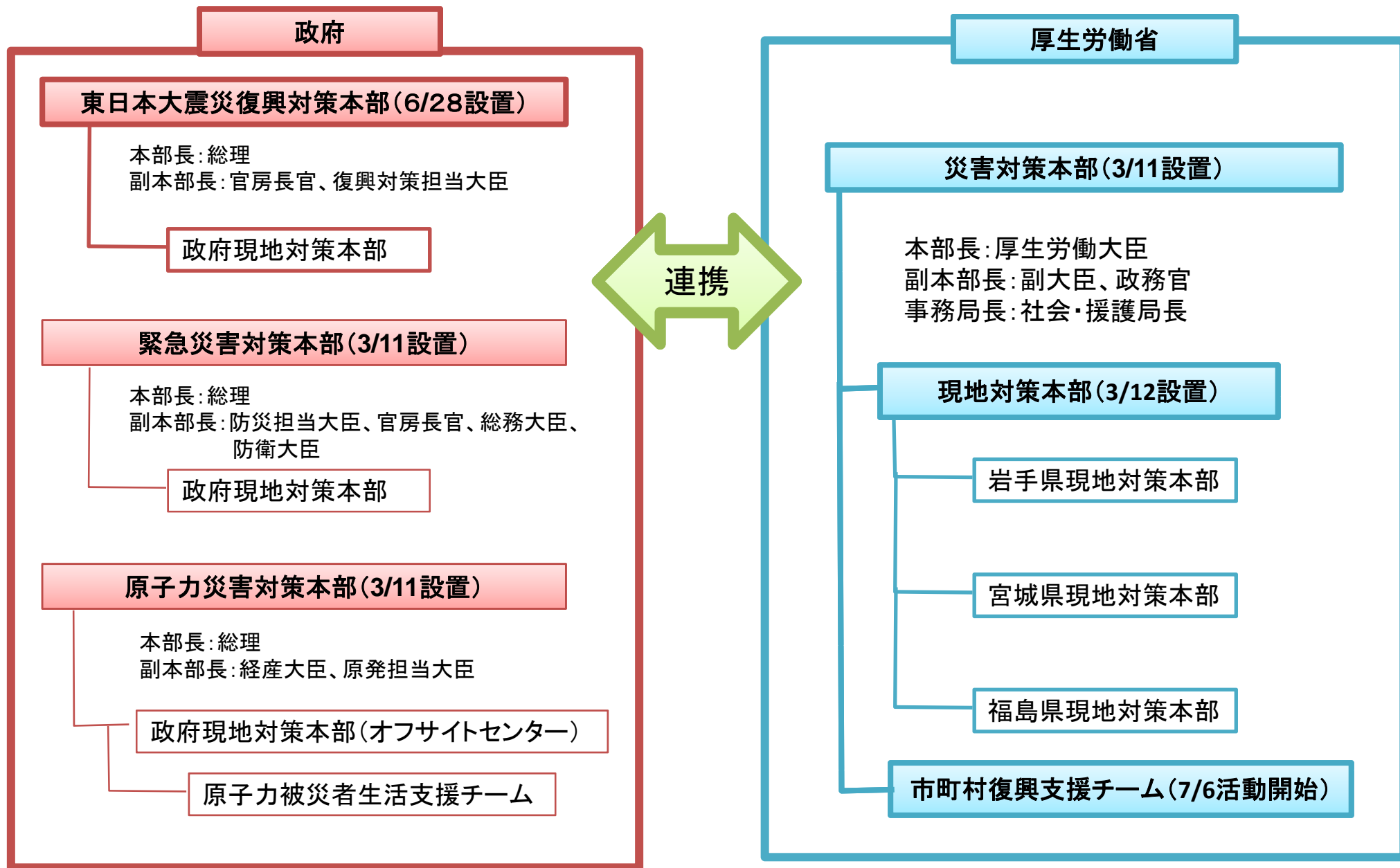
## 災害救助法による支援内容

- 被災者の救出
- 医療、助産
- 避難所の設置費
- 炊き出し、飲料水の提供
- 被服、寝具等の提供
- ホテルや旅館の借り上げ費
- 仮設住宅、高齢者サポートセンターの設置費(※) 等

※仮設住宅の集会室の一部を活用した場合



# 政府における東日本大震災関係の対策本部等



# 東日本大震災に対するこれまでの対応①

3月中旬以降

4月

5月

6月以降

政府

○官邸対策室設置、緊急参集チーム招集(3/11 PM14:50)

※数値は7/19時点

○緊急災害対策本部を設置(3/11 PM15:14)

被災者生活支援本部(3/17)

○厚生労働省災害対策本部(3/11 PM14:50)

厚生労働省現地対策本部(3/12 AM9:00)

医療

・DMAT(災害派遣医療チーム)による救護活動(3/11~3/22)  
▲最大193チームが現地で活動(3/13)

○被災者健康支援連絡協議会(4/22~)

・医療関係団体等の医療チームの派遣・急性期(3/16~) ▲最大約706人(156チーム)が現地で活動(4/15)

約37人(9チーム)活動中。(累計11,623人(2,454チーム))

・薬剤師の派遣(3/17~) ▲最大133人が現地で活動(4/10)

9人活動中(累計1,893人)

保健師・看護師等の保健活動(3/14~)

○現地での直接雇用ヘシフト(累計185人(7/11))

184人活動中(累計8,750人)

管理栄養士の派遣(3/20~)

○宮城では全避難所で食事の総点検を2度実施(4/1~、5/1~)  
○岩手(5/10~)・福島(4/20~)でも食事の総点検を実施

12人活動中(累計517人)

心のケアチーム派遣(3/16~)

49人(13チーム)活動中。(累計2,779人(56チーム))

# 東日本大震災に対するこれまでの対応②

3月中旬以降

4月

5月

6月以降

医薬品・物資

- 一般・医療用医薬品を被災地へ搬入(3/12～)
- 生協から毛布・飲料水等の物資を配送(3/13～)
- 医薬品の供給体制を構築(各県ごとに集積所を整備。医薬品の搬入)(3/19～)
  - 一般用医薬品を水産庁巡視船で海路搬送(3/20～)
  - 医療用医薬品を米軍ヘリによる空路搬送(3/19)

※数値は7/19時点

介護・福祉・生活

介護職員等の派遣(3/21～)

83人活動中  
(累計1,498人)

被災地の要援護者の他都道府県等へ受入(3/21～)

受入実績  
1,850人

仮設住宅の着工(3/19～)

サポート拠点の設置・運営イメージを情報提供(4/19)

御遺体の埋火葬の体制確保(民間事業者への協力要請等)(3/12～)

生活福祉資金貸付(緊急小口資金)の開始(3/11～)

日本政策金融公庫による事業者向けの融資(3/11～)

○大震災被災障害者総合支援本部(3/18～)

・被災地に現地対策本部を設置し、ニーズ調査・支援チームを派遣(3/22～)

○発達障害児・者に対する支援策をリーフレットで周知(4/28～)

○妊産婦・乳幼児に対する支援のポイントを周知(3/18～、4/14・5/20改訂)

○「子どもの心のケアの手引き」等を配付(4/15～)

子ども

児童福祉司等の派遣(3/25～)

・震災孤児を把握(221名(7/19時点))

3人活動中  
(累計169人)

# 東日本大震災に対するこれまでの対応③

3月中旬以降

4月

5月

6月以降

雇用

失業保険の特例(3/12～)

雇用調整助成金の特例(3/17～)

ハローワークの出張相談を実施(3/16～)

○福祉・くらし・雇用などの相談を共同で行うワンストップサービスを実施(4/5～)

雇用創出基金事業による当面のつなぎ雇用の確保(4/5～)

○被災者等就労支援・雇用創出推進会議(3/28～)

・「日本はひとつ」しごとプロジェクト・フェーズ1(4/5)

・「日本はひとつ」しごとプロジェクト・フェーズ2(4/27)

○医療保険制度による支援(3/11～)

- ・被災地に居住し生活にお困りの方は医療機関での窓口負担を免除
- ・保険料の減免(最長1年間)

○介護保険制度による支援

- ・被災された方で生活にお困りの方について利用者負担及び介護保険施設等の食費・居住費等の自己負担の免除等を実施(3/17～)
- ・保険料の減免等(3/11～)

○年金制度による支援

- ・厚生年金保険料の猶予、国民年金保険料の免除(3/13～)
- ・厚生年金保険料の免除(最長1年間)

○生活支援ニュースを配付(4/5～)

○障害福祉サービスの支援(3/24～)

- ・障害福祉サービスの利用者負担や入所者の食費・居住費の自己負担を免除。

その他

※ 雇用調整助成金、医療保険制度、介護保険制度、年金制度、障害福祉サービスの支援については、震災発生日に遡っての適用が可能。

# 東日本大震災に対するこれまでの対応④

3月中旬以降

4月

5月

6月以降

政府

○原子力緊急事態宣言発令(3/11 PM19:03)

※数値は7/19時点

○原子力災害対策本部(3/11)

・総理大臣指示(3/11～)

福島第一発電所の半径20km圏内の避難、20~30km圏内の屋内待避

・総理大臣指示(4/22～)

計画的避難区域・緊急時避難準備区域を設定

・総理大臣指示(6/17～)

特定避難勧奨地点を設定

○東電福島第一原発作業員

健康対策室(5/20)

・東京電力福島第一原発へ立入調査

(5/27,6/7,7/11)

被曝不安解消のための医療チーム派遣(3/17～)

8人(4チーム)  
活動中  
(累計398人)

○患者・利用者の搬送(3/18～22)

・屋内退避指示が出ている20~30km圏内の病院・老健施設等の患者・入居者(約1,700人(6病院約700人、福祉施設約1000人))を福島県内外へ搬送

○放射線の健康影響に関する一般の方向けQ&AをHPで周知(3/23)

食品中の放射性物質について暫定規制値を設定(3/17～)

○魚介類に対する放射性ヨウ素の暫定規制値を設定(4/5～)

○食品の出荷制限・摂取制限の設定・解除の考え方を公表(4/4)

水道水中の放射性物質について摂取制限に関する指標等を設定(3/19～)

○水道水の摂取制限・摂取制限の解除の考え方を公表(4/4)

食品・水道水中の放射性物質のモニタリングの結果公表(3/19～)

○保育所等の園舎・園庭等の利用判断の暫定的考え方を設定(4/19)

保育所等の放射線量の継続的モニタリング調査(4月中旬～)

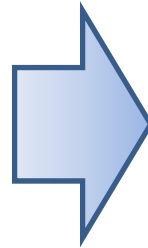
○母乳中の放射性物質濃度等に関する調査結果を公表(4/30,5/17,6/7)

原発事故への対応

# 保健・医療①(医療関係者の派遣等)

## 被災地における医療の現状

- 地震が発生して4ヶ月が経過し、医療の内容は救急医療から慢性疾患(高血圧など)対応へ



## 現状への対応

### (1) 医療関係者の被災地への派遣

- 日本医師会等の関係団体から、医師等を派遣
- 全国の自治体との間で、保健師等の派遣を調整
- 精神科医、看護師等から構成される「心のケアチーム」の派遣を調整

### (2) 医療保険制度による対応

- 氏名、生年月日などの申し出により、被保険者証なしで医療機関を受診することが可能
  - 被災地に居住し、生活にお困りの方は、医療機関での窓口負担を免除(震災後に他の市町村に移った方も同様)
- (※ 7月からは、原則として被保険者証と免除証明書を窓口で提示することが必要)



(医療チームのミーティング)

## 保健・医療②(薬剤師の活動)

### 現在の活動

- ・避難所等における医薬品供給、相談等
- ・病院、薬局における調剤等の医療活動
- ・医薬品集積所での医薬品の仕分け・管理等

- 救護所・避難所等における被災者に対する医薬品提供、服薬説明及びお薬手帳の活用
  - ・医療チームに同行して、避難所等における処方支援、医薬品の識別、代替医薬品の提案、医薬品の提供、服薬説明
  - ・各避難所等において医薬品に関する相談応需・服薬説明、一般用医薬品の使用相談・提供
- 被災地の病院の薬剤師業務の支援（院内調剤、外来患者への服薬説明等）
- 避難所等における衛生管理、防疫対策
- 医薬品集積所等での医薬品の仕分け・管理、救護所・避難所への払い出し作業

### 今後の活動

- 被災地の薬局、医療機関における調剤、服薬指導等による患者への継続的な支援
- 避難所や仮設住宅入居者への巡回による薬の提供や相談及び衛生管理

(被災地におけるくすりの相談窓口) (避難所の仮設薬局での医薬品管理)



## 保健・医療③(保健師の活動)

### 現在の活動

- ・避難所に常駐及び巡回しての健康・衛生管理
- ・在宅要支援者等への家庭訪問
- ・仮設住宅入居者の健康状況の把握

#### ○ 熱中症予防対策

- ・脱水症状を予防するため、こまめな塩分・水分摂取を呼びかけながら、健康相談・健康教育を実施
- ・避難所の管理者等に、室内温度を適切に保つための環境整備や水分補給が可能な体制整備について助言

#### ○ 感染症や食中毒の予防

手洗い、うがい、部屋の換気及びトイレ消毒等の保健指導や健康教育を実施

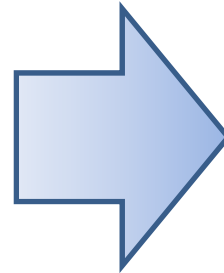
#### ○ 心の相談への対応

不眠やストレスを訴える避難者の把握、精神障害者の継続的な治療等を支援  
必要に応じて、心のケアチーム等と連携

#### ○ 福祉サービス等への連絡調整

支援を必要とする高齢者、障害者等に対する必要なケアの実施

ニーズに応じて介護・福祉サービス、ボランティア等の支援につなぐための連絡や調整



避難者の健康相談に応じながら、避難所におけるニーズを把握

### 今後の活動

- 避難所・仮設住宅の巡回及び家庭訪問による要支援者への継続した支援
- 乳幼児健診等の市町村の平常業務再開に向けた支援

(エコノミークラス症候群等の予防のために健康体操を実施)

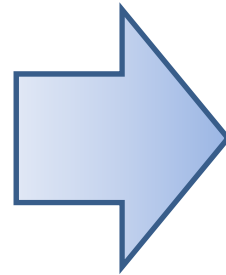




## 保健・医療④(栄養改善対策)

### 現在の活動

- 岩手県・宮城県・福島県、社団法人日本栄養士会の連携の下、被災外の自治体管理栄養士の協力も得て、栄養状況の厳しい避難所の巡回指導、個別相談、食事の確保に対応。(3/20～)
- 安定的に供給すべき食事提供のための当面の目標となる栄養量を提示。(4/21～)
- 岩手県・宮城県・福島県における避難所の食事提供状況等の把握、改善すべき課題の整理、対応。(4/1～)
- 被災後3ヶ月以降の避難所における食事提供のための栄養量とともに、適切な栄養管理の留意事項を提示。(6/14～)



### 今後の活動

- 避難所や仮設住宅への管理栄養士による重点的な巡回指導、栄養バランスのとれた食事の確保
- 糖尿病などの疾病状況や生活状況といった個別ニーズに応じた食生活支援

(家庭訪問による栄養指導)



## 保健・医療⑤(医薬品の調達)

- 避難所への医療用医薬品の供給については、各県集積地に搬送された医療用医薬品を、各県の実情に応じ県薬剤師会等の協力により保健所・救護所等へ搬入し、巡回医師が携行。
- 一般用医薬品については、各県集積地に搬送し、生活物資と同梱するなどにより避難所へ搬入

支援内容	搬送先	現地への搬送方法	避難所への搬入
医療用医薬品の搬入	岩手県、宮城県、福島県	・トラックによる陸路搬送 ・米軍ヘリによる空路搬送	各県集積地より、①県内の保健所・救護所等へ搬入した上で、②避難所を巡回する医療チームが携行
一般用医薬品の搬入	岩手県、宮城県、福島県	・トラックによる陸路搬送 ・水産庁巡視船による海路搬送	各県集積地より、生活物資と併せて避難所に搬送したり、避難所を巡回する医療チーム等が携行

(県集積地に運びこまれた一般医薬品)



部分拡大



(仕分け梱包後、実情に応じて避難所へ)



# 介護・福祉①

## (介護)

### (1) 介護職員等の被災地への派遣

- 全国の都道府県等に対し、被災地の介護施設、障害者施設等への介護職員の派遣を依頼。
- 岩手県302人、宮城県966人、福島県156人を派遣。累計1,498人。  
派遣可能人数:7,719人

### (2) 要援護者の被災地からの受入

- 全国の都道府県に対し、被災地の要援護者の介護施設等への受け入れを依頼。
- 実績:1,850人(岩手県271人、宮城県953人、福島県626人)  
このほか東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う退避者(介護施設等入所者)の受入れ 約1,500人

※ 実績については、7月19日現在

### (3) 介護保険制度による対応

- 氏名、生年月日などの申し出により、被保険者証なしで介護サービスを利用することが可能
- 利用料、介護保険施設等の食費・居住費の自己負担額の免除等を実施。

※7月1日以降は、原則として、被保険者証・免除証明書等が各々必要



(介護職員による家庭訪問の様子)

## 介護・福祉② (障害者・児童)

### (1) 障害者

- 障害者団体が被災地において災害対策本部を設置し、地元の自治体等と協力して、居宅等で暮らす障害のある方の実態把握や必要な支援につなげる取組を推進。
- 氏名、生年月日などを申し出ることにより、受給者証なしで、障害福祉サービス等を受けたり、医療機関、薬局での受診や薬の受け取りが可能
- 利用者負担の免除を受けることが可能

### (2) 児童福祉関係職員等の派遣

- 全国の都道府県等に対し、被災地の避難所や児童相談所等への児童福祉関係職員（保育士、児童福祉司等）の派遣を依頼。派遣可能人数は396人  
実績：宮城県3人が活動中  
累計 岩手県19人、宮城県138人、福島県12人  
合計169人 (7月19日現在)

### (3) 支援が必要な児童

- 児童相談所の職員が、避難所等を巡回訪問し、震災孤児を調査中  
・確認状況 7月19日現在 221人  
(岩手県88人、宮城県112人、福島県21人の確認が行われているが、今後増える見込み)
- 教育委員会等においても、学校等における児童生徒の被災状況を調査中



- 児童相談所職員による支援が必要な児童の確認と相談  
・児童相談所職員が、要援護児童の確認、養育と生活に関する親族との話し合いを実施
- 子どもの心のケア  
・心のケアの実施、子どもの心のケアに関する手引きの配布
- 受け入れ先の確保  
・親族による引き受けが中心となるが、親族が受け入れられない児童は、里親や児童養護施設等で受入を調整中  
・受入可能人数を調査  
(7月19日現在 里親2,189人、施設4,959人)

# 仮設住宅について

- 災害救助法の適用により、応急仮設住宅の設置について国が財政的支援を実施。
- 応急仮設住宅の供給について、7月20日時点で40,380戸が完成しており、被災地から要請されている52,814戸のうち大半は8月中に完成する予定。

(参考)岩手県釜石市



# 仮設住宅へのサポート体制について

- ・ コミュニティの交流の拠点、情報収集拠点として、仮設住宅に併設
- ・ 行政との接点となる自治会組織の活動拠点でもある
- ・ 介護や障害福祉、子育て等のサービス支援の拠点となる
- ・ 配食サービス、24時間の見守り、移動支援といった生活支援を行う
- ・ 仮設住宅入居者から選ばれた「ふれあい推進員」の活動拠点として、お祭り、学校行事の打ち合わせの場に
- ・ 介護等のサポート拠点の設置・運営費用として、岩手県20か所、宮城県43か所、福島県16か所(この他9ヶ所の要望についても検討中)分が、各県の6月までの補正予算に計上されている。



※ LSA：ライフサポートアドバイザー＝住民からの様々な相談を受け止め、軽微な生活援助のほか、専門相談や具体的なサービス、心のケア等につなぐなどの業務を行う者

# 雇用①

(「日本はひとつ」しごとプロジェクト)

被災者の就労支援と雇用創出を促進するため、補正予算・法改正等による総合対策として、  
『「日本はひとつ」しごとプロジェクト・フェーズ2』をとりまとめ (4月27日)

## 補正予算・法改正等による総合対策

(参考) 当面の緊急総合対策として、フェーズ1を4月5日にとりまとめ

### 復旧事業等による確実な雇用創出

#### ○復旧事業の推進

公共土木施設等、空港、公営住宅、水道、工業用水道、廃棄物処理施設等の災害復旧、災害公営住宅等の整備・公共土木施設等の補修工事

農地・農業用施設、海岸林・林地、漁港・漁船・養殖施設等の復旧支援

医療、介護、児童、障害等施設、職業能力開発施設等の災害復旧  
市町村の行政機能の応急の復旧  
仮設住宅の建設等  
災害廃棄物(がれき等)の処理等

#### ○雇用創出基金事業の拡充

重点分野雇用創造事業の基金を積み増して拡充

→次頁

### 被災した方々の新たな就職に向けた支援

#### ○被災した方を雇い入れる企業への助成の拡充

被災した離職者を雇入れ助成金(特定求職者雇用開発助成金)の助成対象に追加

#### ○職業訓練の拡充

#### ○復旧工事災害防止対策の徹底

#### ○避難所への出張相談と被災者のニーズに対応した求人開拓

#### ○広域に就職活動を行う方への支援

#### ○被災地における新規学卒者等への就職支援

### 被災した方々の雇用の維持・生活の安定

#### ○雇用調整助成金の拡充 →次頁

特例対象期間(1年間)中に開始した休業を最大300日間助成金の対象  
暫定措置(被保険者期間6か月未満の方を対象)を延長

#### ○各種保険料等の免除等

#### ○中小企業者、農林漁業者、生活衛生関係営業者等の経営再建支援

#### ○雇用保険の延長給付の拡充 →次頁

雇用保険の給付日数を、現行の個別延長給付(60日)に加え、更に延長

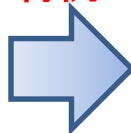
#### ○未払賃金立替払の請求促進・迅速な支払

## 雇用② (主な支援制度)

### (1) 雇用保険 震災被害により賃金が支払われない労働者のために、特例措置を実施

- 労働者が離職した場合に、失業手当を支給  
※離職せずに休業している場合は支給されない

特例



- 事業所が震災被害を受けたことにより休業となり、賃金が支払われない労働者に、離職していなくても、失業手当を支給する特例措置を実施
- 震災により休業及び離職を余儀なくされた方の給付日数について、原則60日の個別延長給付を更に60日分延長する特例措置を実施

### (2) 雇用調整助成金 労働者の雇用を維持するために休業を実施する企業に国が助成

- 経済的理由により事業活動の縮小(注)を余儀なくされた事業主が、労働者の雇用維持のため、休業等を実施した場合  
(注)最近3か月とその直前の3か月又は前年同期の事業活動を比較

→ 休業手当などの負担額の2/3  
(中小企業は4/5)を国が助成

支給要件を  
緩和



- 対象の拡大
  - ・ 東京都を除く災害救助法適用地域の事業所
  - ・ これらの地域の事業所等と取引関係が緊密な事業所等
- 事業活動縮小の確認期間の短縮(3か月→1か月)
- 支給対象期間において、これまでの支給日数にかかわらず、最大300日の受給を可能とする 等

### (3) 雇用創出基金事業 震災により失業された方々のために、雇用の場を確保

→次頁

- 国の交付金を財源として、都道府県・市町村が、離職した失業者の雇用機会を創出する事業
  - ・ 対象分野 : 介護、医療、農林など
  - ・ 雇用期間 : 1年以内、更新不可

要件緩和・  
積み増し



- 基金を積み増して拡充し、「震災対応事業」として被災者の雇用機会を創出する事業を実施。  
(自治体の臨時職員として雇用することも可能)  
(例) 仮設住宅における子どもの一時預かりや高齢者の見守り、がれきの片付け 等
- 雇用期間の複数回更新を可能とする
- 全国で合計約41,000人の雇用創出計画(7月15日現在)



## (参考) 雇用創出基金事業の取組状況 (7月15日現在厚労省把握分)

東日本大震災により仕事を失われた方々の雇用の場を早急に確保するため、重点分野雇用創造事業等の雇用創出のための基金事業について、実施要件の緩和と基金の積み増しにより、被災された方々の雇用機会を創出する事業を実施。(23年度補正予算:500億円)

### ○ 岩手県

10,000人の雇用計画数。うち、4,772人の求人数。うち、3,097人の採用実績。  
役所の事務作業、仮設住宅の環境整備、流失した漁具の片づけ等を行う。

### ○ 宮城県

11,000人の雇用計画数。うち、6,516人の求人数。うち、3,387人の採用実績。  
被災地のパトロール、仮設住宅での高齢者の見守り・ニーズ調査、花の植栽等を行う。

### ○ 福島県

11,000人の雇用計画数。うち、5,610人の求人数。うち、3,874人の採用実績。  
避難所・仮設住宅のパトロールや清掃、住民票等受付・発行等を行う。

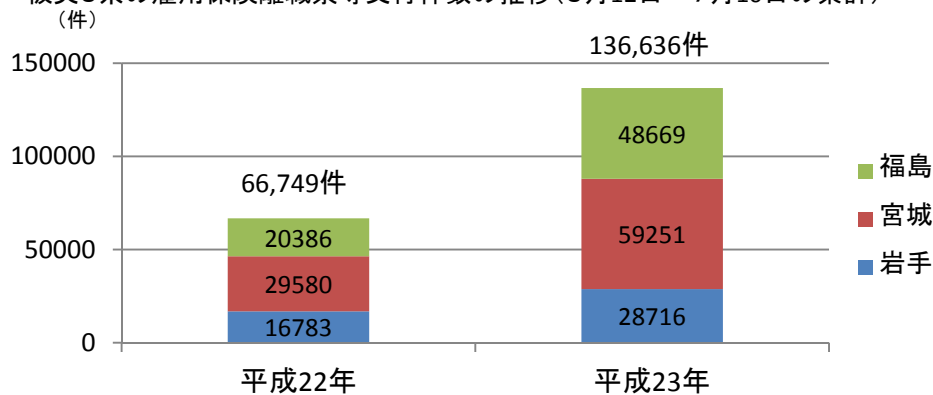
○ 全国で、基金を活用し、約41,000人の雇用計画数。うち、約13,400人の採用実績。

# 雇用③ (被災者への取り組み)

## 雇用保険離職票等交付件数の推移

○被災3県の雇用保険離職票等交付件数は13万6,636件、対前年比2.0倍となっている。

被災3県の雇用保険離職票等交付件数の推移(3月12日～7月10日の累計)

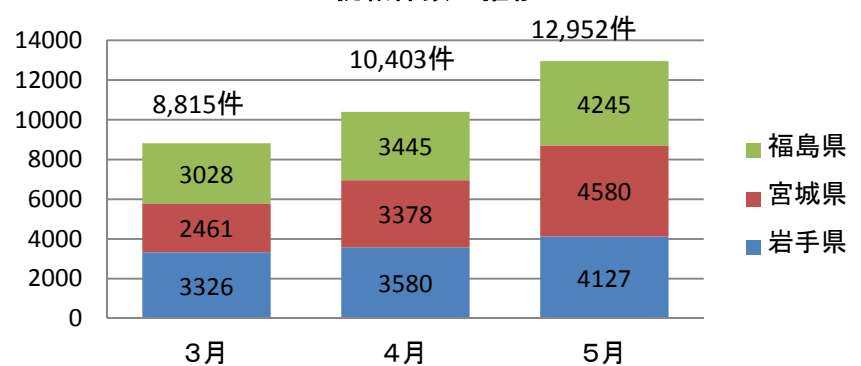


(資料出所)厚生労働省調べ

## 就職件数の推移

○被災3県の5月の就職件数は、1万2,952件であり、震災後増加傾向にある。

(人) 就職件数の推移



(参考)

○雇用創出基金事業による就職件数は、被災3県で10,358件(7月8日現在)  
(内訳:岩手県3,097件、宮城県3,387件、福島県3,874件)

(資料出所)厚生労働省調べ

## 被災者の方々に向けた取組

### <特別相談窓口での相談>

- ハローワーク、労働基準監督署などに特別相談窓口を設置
- フリーダイヤルによる電話相談

### <避難所等への出張相談>

- 避難所等において、入所者を対象としたハローワーク、労働基準監督署からの出張相談を実施(1,348回:相談実績:8,149件)6月17日時点
- ※ 岩手、宮城、福島のみならず、埼玉、千葉、東京など、被災者が入所する各地の避難所等において実施



出張相談の様子(福島労働局)

## その他 (年金・ワンストップサービス等)

### (1) 被災地における医療・年金・介護・労働保険料の納付期限の延長、免除等

○ 医療保険、厚生年金保険、  
介護保険、労働保険の保険  
料負担



○ 納付期限の延長・猶予、延長期間中の口座振替の停止  
○ 保険料の減免(最長1年間)  
○ 保険料の減免を行った保険者への財政支援 等

※保険制度によって支援措置は異なる。

### (2) 年金相談への対応

- 年金事務所等の職員による被災地における出張巡回相談  
(主なご相談内容: 遺族年金給付、年金保険料の免除申請、年金手帳等の再交付など)
- 日本年金機構による「被災者専用フリーダイヤル」の開設(4月11日～)

### (3) ワンストップサービス

- 目的  
避難所生活を余儀なくされている方々の生活に関する総合的な相談に幅広く対応すること
- 内容  
雇用・労働、年金・暮らし・福祉などの相談を、労働局・年金事務所・社会福祉協議会等の職員が共同で行うもの  
実施状況: 避難所等289箇所で実施(7月15日現在)

### (4) 「生活支援ニュース」の配布

- 被災された方を対象
- 健康維持や生活支援、仕事探しなどのための情報を掲載した「生活支援ニュース」を発行し、避難所等に配布  
  
<参考> 第1号(4月5日)、第2号(4月12日)  
第3号(4月19日)、第4号(4月26日)  
第5号(5月5日)、第6号(5月10日)

# 原発事故への対応①

## (1)健康の確保

### ①健康相談

- 放射線に関する健康相談について、都道府県等の保健所に対し、相談窓口を設置するよう依頼。

### ②被ばく不安解消のためのスクリーニング対応医師等の派遣

- 放射線の測定や健康管理のため、医師など累計398人が派遣されている。

### ③入院患者等の搬送

- 屋内退避指示が出ている20～30km圏内の病院・老健施設等の患者・入居者(約1,700人(6病院約700人、福祉施設約1000人))を福島県内外へ搬送

## (2)水道水の管理

### ①放射性物質の指標等

- 水道水中の放射性物質の指標等を超過した時には、厚生労働省より、水道事業者に対して、摂取制限及び広報を要請

- ┌ 放射性ヨウ素300Bq/kg(乳児は100Bq/kg)
- └ 放射性セシウム200Bq/kg

※ 現時点で乳児または一般における摂取制限を行っている地域はない。(7月19日時点)

### ②水道水における放射性物質対策検討会の検討結果

- 東電福島第一原発から大量の放射性物質が再度放出されない限り、摂取制限等の対応を必要とするような水道水への影響が現れる蓋然性は低い
- 水道水中の放射性物質が不検出又は極めて低い濃度で推移しているものの、今後、事故後初めての梅雨や台風襲来時期を迎えることから、モニタリングを継続実施

## 原発事故への対応②

### (3) 食品

○ 3月17日 放射性物質について食品衛生法上の暫定規制値を設定

➡ (例) 野菜: 放射性ヨウ素2000Bq/kg、放射性セシウム500Bq/kg

○ 4月5日 魚介類に対する放射性ヨウ素の暫定規制値を設定

➡ 魚介類: 放射性ヨウ素2000Bq/kg

※検査実施状況 8,388件、うち暫定規制値超過475件(7月24日現在)

#### (出荷制限の対象となっている食品)

県名	出荷制限品目
福島県	(一部地域) 原乳、ホウレンソウ、カキナ、キャベツ、ブロッコリー、カリフラワー、カブ、原木しいたけ(露地・施設栽培)、たけのこ、くさそてつ(こごみ)、ウメ、ヤマメ(養殖を除く。)、ウグイ、アユ(養殖を除く。)等 (全域) イカナゴの稚魚、牛肉(7/19～)
茨城県	(全域) 茶(6/2～)
栃木県	(一部地域) 茶(6/2～、7/8～)
千葉県	(一部地域) 茶(6/2～、7/4～)
神奈川県	(一部地域) 茶(6/2～、6/23～、6/27～)
群馬県	(一部地域) 茶(6/30～)

#### (摂取制限の対象となっている食品)

県名	摂取制限品目
福島県	(一部地域) ホウレンソウ、カキナ、キャベツ、ブロッコリー、カリフラワー、原木しいたけ(露地)等 (全域) イカナゴの稚魚

(7月24日現在)